

「スポーツマネジメント研究」編集委員会に関する内規

1. 日本スポーツマネジメント学会会則第 3 条 2 に定められた学会機関誌発行の事業を行うため、本内規を定める。
2. 「スポーツマネジメント研究」編集委員会(以下、「委員会」という)の運営は、本内規に基づいて行う。
3. 委員会は、「スポーツマネジメント研究」の編集に関して、次の任務に当たるものとする。
 - (1) 編集業務
 - (2) 論文の審査および掲載の採否と掲載時期の決定
 - (3) その他、編集に必要なこと
4. 論文の審査は投稿規程、および委員会が別に定めた「論文審査に関する申し合せ」に従う。
5. 委員会は、以下の委員をもって構成する。
 - (1) 日本スポーツマネジメント学会「スポーツマネジメント研究」編集担当理事(以下、「編集担当理事」という)
 - (2) 日本スポーツマネジメント学会の会員の中から日本スポーツマネジメント学会会長より委嘱された委員
6. 委員会には、委員長および副委員長をおく。

委員長は、編集担当理事の 1 名がこれにあたる。副委員長は、委員の互選により、会長がこれを委嘱する。
7. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。
 - 3) 委員会は、電子メールによっても開催することができる。
8. 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

ただし、当該議事について委任状をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席とみなすが、委任状の数は出席者の数を超えないものとする。

 - 2) 第 7 条 2 の開催の場合は、電子メールでの返信をもって出席とみなし、前項に同じく、委員会構成員現在数の過半数の出席をもって開会とみなす。なお、返信については、発信した日を含まず 6 日以内とする。
 - 3) 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
 - 4) 本会の理事及び編集幹事は、委員会に出席して意見を述べることができる。
9. 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残留期間とする。
10. 委員会には、幹事をおくことができる。
11. この内規は、委員会の議決を経て、かつ理事会の承認を受けて変更することができる。

附則

本内規は 2008 年 10 月 21 日から適用する。

2011 年 5 月 20 日 改定

2011 年 12 月 10 日 改定

2020 年 3 月 31 日 改定